

平成 23 年度 第 1 回

広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会議事概要

平成 23 年 11 月 8 日（火） 15：30～16：30

ホテル八丁堀シャンテ 3 階 『メイプル』

【出席者】

委員(出席)：板谷委員，伊丹委員，片岡委員，金子委員，河野委員，甲野委員，
鈴木委員，高垣委員，高橋委員，羽倉委員，檜谷委員，松下委員

委員(欠席)：大窪委員，坂本委員，仲島委員

広域連合：伊藤広域連合長，山本事務局長，橋本事務局次長兼総務課長，
藤瀬会計管理者兼会計課長，楠木業務課長

【会議要旨】

1 開会

事務局から委員の過半数の出席があり，審議会が成立していることを報告

2 広域連合長挨拶

3 委員の紹介

事務局から各委員を紹介

4 事務局職員の紹介

5 議事

(1) 会議の公開について

会議を公開することを決定

会議録は要点筆記とし，発言者名は記載しないこと 及び 発言は，会長の許可を得てから発言することを申合せ

(2) 諮問事項について

ア 諮問書交付

広域連合長から審議会会長に対し，諮問書を交付

〔諮問事項〕 広島県後期高齢者医療広域連合における平成24年度及び平成25年度の保険料率の設定について

イ 諮問事項及び関連資料の説明

諮問事項について事務局から説明

(委員) 資料1の4新保険料率の試算の(3)－①保険料賦課総額の試算の表中、収入の欄で、財政安定化基金が「検討中」と記載されているのに、合計の額が出ているのはなぜか。

(事務局) 「検討中」の扱いは、合計額算出の際は0として計算したものである。

6 その他

(委員) 現在の制度では健康診査の実施は広域連合の努力義務となっているが、新たな制度の最終とりまとめでは、健康診査の実施は義務とされている。健診の義務化は、疾病の予防や早期発見・早期治療に大いに役立つと考えるが、ぜひ歯科健診も健康診査に含めるようにしてもらいたい。

(事務局) 新制度における健康診査の内容については、国の制度が基礎となる。歯科を含めて健康診査がどうあるべきかの議論をしていただくよう要望していきたい。

(委員) 今回試算した所得割率9.32%は、金額にするとどの程度になるのか。

(事務局) 被保険者の所得に応じて変わっていくが、現在の料率では年金収入が300万円程度の被保険者では、所得割の年間保険料が11万円程度になるが、9.32%になると年額2万～3万円程度上昇することになる。

(委員) 資料3の「医療サービス」の欄に、医療サービスについて、「平成24年度診療報酬・介護報酬の同時改定において検討」とあるが、どのような検討をするのか。

(事務局) 資料3は、昨年12月の国の資料を要約したものであるが、医療サービスの充実については平成24年度の診療報酬改定として検討されており、年末に結論が出される予定である。

(委員) 保険料の賦課限度額50万円の変更はあるのか。

(事務局) 国で検討しているようであるが、まだ方針は示されていない。

(委員) 財政安定化基金は、現時点でどの程度積み立てられているのか。医療費は、年々増加しており、いつまで財政安定化基金に頼れるのか心配である。

(事務局) 平成23年3月末で約25億円あり、平成24年3月末には約32億

5千万円になる見込みである。

- (委員) 今回の資料を見て、被保険者の大幅な負担増が見込まれる。前回同様、財政安定化基金の活用をしていただきたい。
- (委員) 介護保険料についても、次期での保険料の引き上げが検討されている状況にあると思う。介護保険料も医療保険料も上がると、二重に負担が増えることになるため、ぜひ高齢者の負担が増えないよう検討していただきたい。
- (事務局) 前回の料率改定の際に、国の方針により、政策的に保険料を抑制した経緯があった。これは、平成25年度末をもって現行制度が終了するという前提に立ったことによるもので、現在、剰余金はほとんどなく、財政安定化基金もかなり減少している。しかしながら、制度はしばらく続く状況になっている。
- 高齢者の方の負担を考えるとある程度は抑制はしなければならないし、一方で財源には限りがあるということを斟酌いただいて、適切な保険料水準を判断していただきたい。

7 閉会

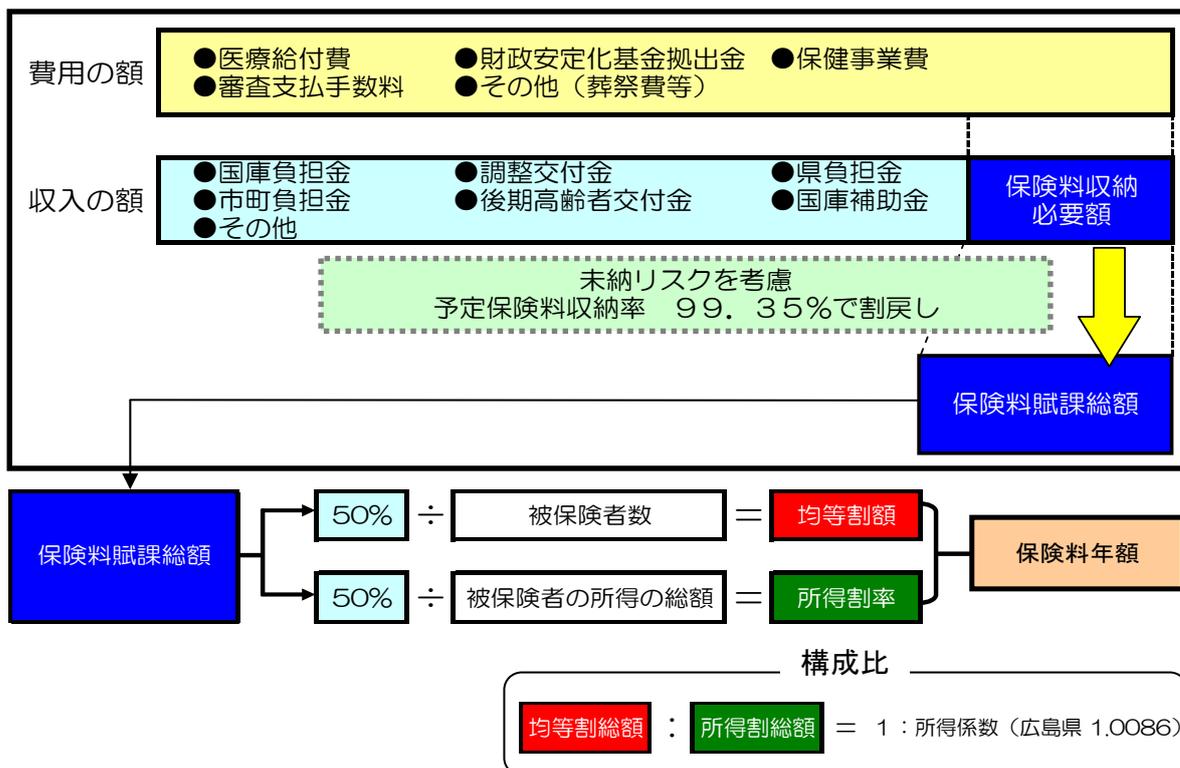
【諮問事項】

平成24年度及び平成25年度の後期高齢者医療保険料率の設定について

1 保険料率の算出方法

平成23年度までの実績に基づき、平成24・25年度の高齢者医療に係る収支を推計し、保険料賦課総額を算出する。

保険料賦課総額から、保険料の構成比に基づき、保険料率を算出する。



2 保険料率算出の基礎数値

(1) 被保険者数

国の示す伸び率を用いて、被保険者数を算出した。

	対前年度伸び率	被保険者数
平成24年度	3.5%	363,731人
平成25年度	3.3%	375,734人
計		739,465人

(2) 医療給付費

広島県の1人当たり医療給付費の対前年度伸び率を用いて、各年度の医療給付費を算出した。対前年度伸び率は、平成21・22年度の対前年度伸び率の平均とした。

	1人当たり 医療給付費	1人当たり医療給付費 対前年度伸び率	医療給付費 (年間総額)
平成24年度	989,126円	3.09%	359,775,789千円
平成25年度	1,019,690円	3.09%	383,132,202千円
計			742,907,991千円

(3) 予定保険料収納率…99.35%

平成22年度実績から、99.35%とした。

(4) 後期高齢者負担率…10.26%⇒10.51%

国が示す10.51%とした。

(5) 賦課限度額…50万円⇒55万円

中低所得者の保険料負担の軽減を図るため、国の制度改正に合わせ、賦課限度額を55万円とした。

3 保険料率の算出

(1) 保険料賦課総額

平成24・25年度、2年間の保険料賦課総額は、約687億円となった。

(単位:円)

		平成22・23年度 〔現行保険料率〕 〔算定時の数値〕	平成24・25年度
費用の額	医療給付費	688,012,256,343	742,907,991,566
	財政安定化基金拠出金	619,211,031	668,617,192
	保健事業費(健康診査等)	139,768,000	565,763,578
	審査支払手数料	2,045,610,000	1,617,485,000
	その他(葬祭費)	1,207,020,000	1,348,800,000
	合計…①	692,023,865,374	747,108,657,336
収入の額	国庫負担金	162,340,081,933	178,922,933,005
	調整交付金	62,234,657,855	68,221,102,000
	県負担金	55,369,211,634	61,185,215,048
	市町負担金	53,485,435,149	58,868,858,978
	後期高齢者交付金	296,509,587,946	311,615,207,782
	国庫補助金	69,882,000	84,426,000
	剰余金	1,085,215,000	
	財政安定化基金	2,526,859,000	
合計…②	633,620,930,517	678,897,742,813	
保険料収納必要額…③=①-②		58,402,934,857	68,210,914,523
予定保険料収納率(%)…④		99.17	99.35
保険料賦課総額(③÷④) 〔伸び率〕		58,891,736,268 —	68,657,186,234 [16.58%]

(2) 保険料率

平成24・25年度の保険料賦課総額をもとに、保険料率を算出した。

	現行 保険料率	平成24・25年度 保険料率
均等割額	41,791円	46,425円 (+4,634円)
所得割率	7.53%	8.96% (+1.43ポイント)
軽減後 1人当たり保険料額 〔伸び率〕	62,561円 —	71,366円 [14.07%]

4 保険料の増加抑制

(1) 剰余金の活用

平成23年度決算見込により、後期高齢者医療特別会計から生じる剰余金5億8千万円を活用し、保険料の増加抑制を図ることとした。

(2) 財政安定化基金の活用

財政安定化基金を活用し、保険料の増加を抑制することとした。

活用額は、平成24・25年度の2年間で約33億7千万円とした。この額は、平成25年度以降の制度存続も視野に入れ、平成25年度末で単年度賦課総額の約6%相当の基金残高(約21億1千万円)を確保したものである。

【保険料増加抑制による賦課総額の比較】

	剰余金・基金活用前	剰余金・基金活用後
費用の額(合計)…①	747,108,657,336円	
収入の額(合計)…②	678,897,742,813円	682,850,522,813円
うち広域連合剰余金活用額	—	580,000,000円
うち財政安定化基金活用額	—	3,372,780,000円
保険料収納必要額…③=①-②	68,210,914,523円	64,258,134,523円
予定保険料収納率(%)…④	99.35%	
保険料賦課総額(③÷④)	68,657,186,234円	64,678,545,066円

財政安定化基金

- 国、都道府県、広域連合が3分の1ずつ拠出し、都道府県に設置
- 給付費増や保険料未納による広域連合の財政不足に対し、交付又は貸付を行う。
- 保険料率の増加の抑制を図るために基金を充てることができる。

(3) 剰余金・財政安定化基金活用後の保険料率

剰余金と財政安定化基金の活用により、保険料の増加を抑制することができた。

	現行保険料率	平成24・25年度 保険料率	
		剰余金・基金活用前	剰余金・基金活用後
均等割額	41,791円	46,425円 (+4,634円)	43,735円 (+1,944円)
所得割率	7.53%	8.96% (+1.43ポイント)	8.35% (+0.82ポイント)
軽減後 1人当たり保険料額 [伸び率]	62,561円 —	71,366円 (+8,805円) [14.07%]	67,241円 (+4,680円) [7.48%]

5 不均一保険料率の設定

(1) 医療の確保が著しく困難である地域の特例

離島その他の医療の確保が著しく困難である地域（無医地区等）については、県全体と比較して対象地区の受診率に大きな乖離があるとは認められず（約88%）、また、市町を中心に受診機会確保の取組が行われていることなどから、特例を設定しない。

(2) 医療費の地域格差の特例

制度施行前3年間（平成15～17年度）の医療給付費が、広域連合の平均から20%以上低く乖離していた神石高原町（乖離率 20.25%）を対象に、特例を適用した不均一保険料率を設定する（平成20～25年度の経過措置）。

	現行保険料率	平成24・25年度 保険料率	
		剰余金・基金活用前	剰余金・基金活用後
均等割額	38,971円	44,861円 (+5,890円)	42,262円 (+3,291円)
所得割率	7.03%	8.66% (+1.63ポイント)	8.07% (+1.04ポイント)

※ 特例(減額)割合＝乖離率×1/6≒3.37%

6 平成24年度及び平成25年度保険料率案

(1) 保険料率の設定

平成24年度及び平成25年度保険料率を次のとおり定める。

	均一保険料率	不均一保険料率 【神石高原町】
均等割額	43,735円	42,262円
所得割率	8.35%	8.07%

(2) 賦課限度額の引き上げ

保険料の賦課限度額を50万円から55万円に改める。

7 今後の対応

今後は、本件に対する運営審議会からの答申をいただいた後、平成24年2月開催予定の広域連合議会で議決が得られるよう対応する。

【参考1】新保険料率による保険料額算出事例

算出条件 (公的年金収入のみの単身世帯)	均等割額	所得割額	年間保険料額	対前年度比	
				差額	伸び率
収入80万円(所得0円)の場合 均等割⇒9割軽減 所得割⇒賦課なし	4,373円	0円	4,373円	194円	4.64%
収入153万円(所得33万円)の場合 均等割⇒8.5割軽減 所得割⇒賦課なし	6,560円	0円	6,560円	292円	4.66%
収入203万円(所得83万円)の場合 均等割⇒2割軽減 所得割⇒5割軽減	34,988円	20,875円	55,863円	3,606円	6.90%
収入211万円(所得91万円)の場合 均等割⇒軽減なし 所得割⇒5割軽減	43,735円	24,215円	67,950円	4,322円	6.79%
収入300万円(所得180万円)の場合 均等割⇒軽減なし 所得割⇒軽減なし	43,735円	122,745円	166,480円	13,998円	9.18%

【参考2】賦課限度額引き上げによる影響

年度	賦課限度額	均等割額	所得割率	賦課限度額 該当者数	被保険者全体 に占める割合	賦課限度額に 達する所得額
平成24年度	55万円 の場合	43,735円	8.35%	4,430人	1.20%	6,393,054円
	50万円 の場合		8.50%	5,225人	1.41%	5,697,824円
(参考)平成23年度 確定賦課	50万円	41,791円	7.53%	4,230人	1.20%	6,415,113円